

南部町教育委員会障害者活躍推進計画

令和7年3月

南部町教育長

I 策定にあたって

1 策定趣旨

南部町教育委員会では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、これまで障害者雇用に取り組んできました。

令和元年6月に、障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

当教育委員会では障害のある職員を含む全ての職員の働きやすい職場づくりに向けて、更なる体制整備や各種取り組みを推進するため、「南部町教育委員会障害者活躍推進計画」を策定しました。

2 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

II 障害者雇用等の目標

1 採用に関する目標

当教育委員会は、出先機関を含め職員総数が40名未満であり、法定雇用障害者数が1人に満たない機関であります。また、採用権限については、首長部局が主体的に担っており、教育委員会部局として障害者に限定した募集・採用は行ってきていません。今後は首長部局と連携を図り、障害者の応募者を念頭に置いた形で職員等の募集を行っていきます。

2 定着に関する目標

なし（新たに障害者を採用した場合は、当該職員の定着データを把握予定）

III 障害者の活躍推進に向けた取組

1 推進体制の整備

人事管理については、首長部局が主体的に行っていることから、障害者雇用推進者として首長部局と同一の人事主幹課長を選任するとともに、教育委員会部局内にも障害者雇用推進者を選任し、首長部局との連携を図ります。

障害者生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害のある職員の相談窓口を設定し、庁舎内に周知します。なお支援にあたる職員等を対象に、必要な専門知識、技術を習得できるよう、国・県などの機関が開催するセミナー、講習会などの受講案内を行い、参加を募ります。

2 職務の選定・創出

障害者雇用後は、定期的な面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じて検討を行います。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害のある職員の能力・意欲を有効に発揮できるように、安心して働ける環境を整える必要があることから、障害者に配慮した施設整備及び就労機器の導入を検討します。

募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行いません。ただし、職種・勤務内容によっては、この限りではありません。

- イ 特定の障害を排除し、又は特定の障害の障害に限定する。
- ロ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ハ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ニ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ホ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

4 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。